

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月1日から20年9月20日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月半後の昭和22年1月8日に支給決定されたこととなっている上、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている者において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である20年9月20日の前後約2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす40名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金が支給されている者は1名のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の申立人の名前は誤って記載されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されると考えられるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月31日から同年6月4日まで
② 昭和41年3月1日から同年4月1日まで

年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得たが、申立期間①及び②はA事業所に継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A事業所の人事記録及び事業主の回答から、申立人が当該事業所に昭和41年3月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和41年2月のオンライン記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、A事業所が保管する昭和41年4月15日付けの社会保険事務所（当時）の受付印が押された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が同年3月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事

業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、A事業所の人事記録から、申立人が当該期間、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所が保管する昭和40年6月24日付けの社会保険事務所の受付印が押された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の厚生年金保険の資格取得日は、同年同月4日であることが確認できる。

また、A事業所は、「5月の勤務は1日だけのため、6月になってから厚生年金保険の加入手続を行ったと思う。厚生年金保険に加入する前の期間について、厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

さらに、申立期間①のうち昭和40年5月31日から同年6月3日までの期間について、A事業所の雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2226

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 26 日から同年 12 月 20 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。
申立期間においても A 事業所に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 事業所の雇用保険の加入記録が確認できる上、複数の同僚は、「申立人が、1 か月も休んでいた記憶は無い。」と証言している。

しかし、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 61 年 11 月 26 日に被保険者資格を喪失し、同年 12 月 28 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、A 事業所は、「厚生年金保険に加入していない期間において、申立人の給与から保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、社会保険事務担当者は、「申立人は一度退職した後、戻ってきた。雇用保険は資格喪失の手続を漏らした。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 30 年 3 月 1 日から 32 年 9 月 15 日まで
③ 昭和 32 年 9 月 16 日から 33 年 6 月 21 日まで
④ 昭和 33 年 6 月 21 日から 35 年 4 月 19 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年9月14日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月から 34 年 2 月まで
年金事務所に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてB区のA事業所に勤務していたと主張している。しかし、オンライン記録及び事業所名簿では、B区にA事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、B区を管轄する法務局でも、A事業所の商業登記の記録は確認できない。さらに、申立人は、父親と一緒にA事業所で勤務していたと述べているが、父親のオンライン記録から、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、A事業所の事業主及び同僚について、氏名のうち姓しか覚えていないため、当該事業主及び同僚を特定することができず、申立期間当時の勤務状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 31 日から 47 年 1 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得たが、A事業所に昭和 46 年 12 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大みそかはA事業所で勤務したので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかし、A事業所の残務整理事務担当者（元社会保険事務担当者）が保管する「労災・厚生年金・健康保健・雇用保険入社年度順番号台帳」の申立人欄の「備考」に、「46. 12. 30 退店」と記録されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 46 年 12 月 30 日にA事業所を離職したことが確認でき、当該記録は、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として挙げた複数の者に照会したが、申立人の勤務期間及び退職日を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。